

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年九月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月二十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 長谷部 進 一

<p>次木杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>北葛飾郡杉戸町大字椿三四二番五地 先から同郡同町大字椿三二六番一地先 まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年九月二十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年十一月二十七日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十二号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一三〇・九四メートル</p>	<p>備考</p>